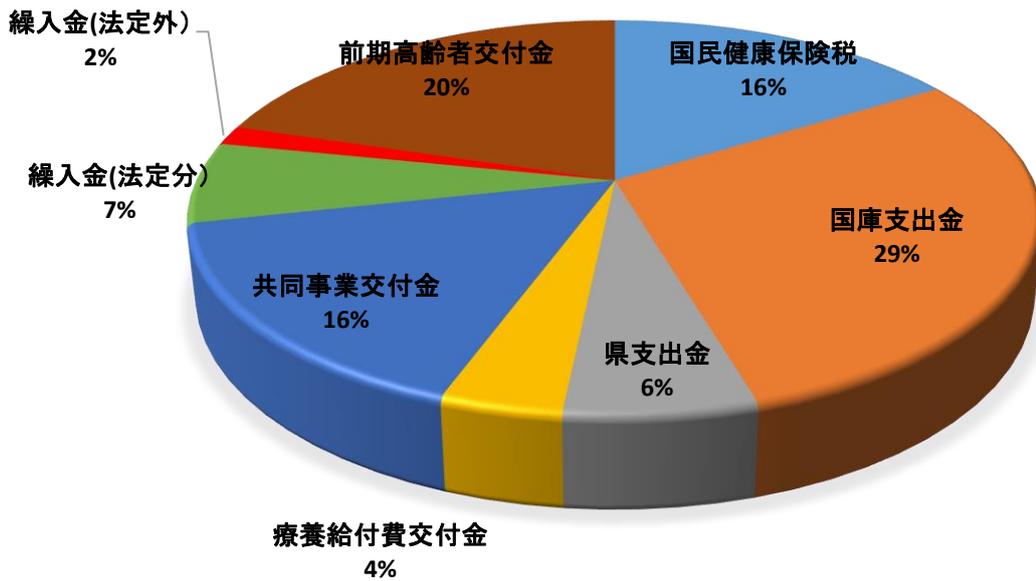


平成25年度国民健康保険事業特別会計財源内訳



単位:千円

款	内 容	決 算 額
国民健康保険税	町が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的に、被保険者が属する世帯の世帯主に課する税金。	351,947
使用料及び手数料	督促手数料を収納している。	326
国庫支出金	国が国民健康保険事業を運営する市町村に対し、国民健康保険事業に要する費用の一部を負担する負担金・交付金のことである。	640,258
県支出金	県が国民健康保険事業を運営する市町村に対し、国民健康保険事業に要する費用の一部を負担する負担金・交付金のことである。	134,986
療養給付費交付金	毎年度被用者保険等保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する拠出金から基金が市町村に交付するもので、その額は退職被保険者等（原則として被用者年金の老齢又は退職年金を受けることができる、65歳未満の国民健康保険の被保険者）に係る医療給付に要する費用の額の合算額から退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額を控除した額である。	86,004
共同事業交付金	鹿児島県国民健康保険団体連合会が行う高額医療共同事業及び保険財政共同安定化事業により交付される交付金。	348,646
財産収入	基金積立金の利子154円を収納している。	0
繰入金	基準内 法令に基づき町が一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰入れを行っている繰入金。	145,338
	基準外 決算の補填等に充てるために、市町村が一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰入れを行っている繰入金。	34,199
諸収入	保険税の延滞金や、第三者納付金を収納している。	478
前期高齢者交付金	前期高齢者（65歳～74歳）の財政調整制度における交付金であり、この財政調整を行っている社会保険診療報酬支払基金から交付される。この財政調整制度は、医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者にかかる保険給付費等について保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための制度。	441,363